

第2章 計画の基本的な考え方

1 目指すそれぞれの姿

(1) 子ども

保護者の適切な関わりや質の高い教育・保育などを通じて、自分が愛されていると実感し、自尊感情や自己肯定感、周りを慈しむ優しい心が育まれ、一人ひとりがかけがえのない存在となっています。

様々な体験に感動や喜びを感じ、考え、判断し、行動して課題を解決する「自ら生きる力」を身につけています。

多くの人々とのふれあいや同年代の子どもとの集団生活を通じて、他者との違いを理解し、それぞれの個性を尊重しながら、他人との協調や思いやり、互いに信頼し助け合う人間関係を築く「共に生きる力」を育んでいます。

地域に誇りを持ち、将来に夢や希望を描き、心豊かにいきいきと育っています。

(2) 保護者

周囲の様々な支援を受けながら、家庭を大切にし、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に感動しながら、家族で協力して、子育てを楽しむとともに保護者自身も成長することに喜びを感じ、希望する数の子どもを安心して産み育てています。

就労を希望する人が仕事と子育てを両立でき、父親が育児に積極的に関わるなど、男女ともにしっかり子どもと向き合っています。

男女ともに、保護者同士や地域の人々となつながりを持ち、連携して、地域の子ども・子育て支援に役割を果たしています。

(3) 地域

地域の人々や団体が子どものすこやかな育ちに配慮し、子どもの活動を支援し、子どもと子育て家庭を見守っています。

「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、人々が子どもの模範となる行動をしているとともに、交流の機会と場がつくられ、近助・共助といった支え合い、助け合いが実践され、活気にあふれています。

(4) 教育・保育施設

子どものすこやかな育ちのための良質な環境を整え、適切な支援を行うとともに、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担っています。

(5) 企業・事業主

男女ともに、一人ひとりが安心して働き、意欲や能力を十分に発揮しつつ、仕事と子育てを両立できる職場環境を整えています。

地域活動に参加するなど、地域との関わりを深め、子どものすこやかな育ちを支援しています。

(6) 行政

市民意見を把握し、ニーズに応じた子ども・子育て支援の質・量を充実するとともに、効果的な情報発信を行っています。

すべての市民、団体、企業・事業主など子どもを取り巻く関係者の連携にかかる中心的役割を担い、総合的な調整機能を発揮してその活動を支えています。

2 基本理念

＝事業計画の根底にある根本的な考え

子どもと家庭と地域に
笑顔があふれるまちづくり

基本理念の考え方

子どもたちのすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、明日の新潟市の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資、未来への希望です。すべての子どもがすこやかに暮らし、育つことは私たちの願いであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子ども・子育て支援は、「保護者が子育てについての第一義的責任をもつ」という基本的認識を前提としつつ、保護者の育児を肩代わりするものではなく、男女ともに保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、成長を支えて、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものです。このような支援によって、より良い親子関係が形成され、子どものより良い育ちにつながるという理解のもと、社会を構成する一人ひとりが、自らの役割と責任を自覚し、連携しながら取り組んでいく必要があります。

また、それらの支援は、「子どもへの支援」や「子育て家庭への支援」など対象を単独として行われるものではなく、それぞれが密接に、かつ連動して行われなければなりません。

さらに、本市においてこれまで培われてきた地域の絆、市民力といった強みを生かしながら、子どものすこやかな育ちと子育てを、地域を含めた社会全体で支えることは、地域の新たな支え合い・助け合いの仕組みづくりやさらなる地域力の向上につながります。

このように、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が不安や負担ではなく子育てを楽しんでいることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、すこやかに成長できるよう取り組むことが、「子どもの最善の利益」の実現につながります。

新潟市は「子どもと家庭と地域に笑顔があふれるまちづくり」を基本理念として掲げ、本計画を推進することにより、「すべての子どもが地域のなかですこやかに育つまち」「だれもが希望する人数の子どもを安心して産み育てられるまち」「子どもと子育てが地域を結ぶまち」の実現を目指します。

3 基本方針

(1) 子どものすこやかな育ちを守り、支える

- 人にとって乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。
- おおむね1歳までの乳児期は、保護者との愛着形成により、情緒的な安定が図られ、身体面の著しい成長が見られる時期です。その様々な行動や欲求に、身近な大人が積極的に関わることで、他者に対する基本的信頼感が芽生え、心身の成長が促されます。
- おおむね3歳までの幼児期は、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自分を見守ってくれる大人の存在により、安心感を得るとともに、自発的に活動することで、主体的に生きていく基盤となり、また、徐々に人間関係を広げ、社会性を身につけはじめます。
- おおむね3歳以上の幼児期は、自我や主体性が芽生えるとともに、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。多様な活動を経験し、豊かな感性と好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎となります。
- 学童期は、乳幼児期に培われた心情や基本的生活習慣などを土台として、生きる力を育むことを目指し、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。
- こうした子どもの段階や個人差に留意し、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、良質で適切な環境を整え、すべての子どもの「生きる力」を伸ばし育むとともに、そのすこやかな育ちを等しく保障する施策を推進します。

施策分野1

子どもがすこやかに育つ環境づくり

幼稚園、保育園、放課後児童クラブなどが安全で、安心して過ごせる居場所となり、それぞれの成長に応じた適切な教育・保育、集団生活での育ち合いを通じて、子どもが、自尊感情や自己肯定感、周りを慈しむ心を育み、一人ひとりが将来に夢や希望、目標を描き、それを実現するための「力」を身に付けるための土台を構築できるよう、すべての子どもがすこやかに育つ環境づくりを進めます。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 基本施策1 | 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進 |
| 基本施策2 | 放課後対策の総合的な推進 |
| 基本施策3 | 障がい児への支援の充実 |

(2) 子育て家庭の暮らしと安心を支える

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化に加え、昨今の経済状況を背景とした共働き家庭の増加をはじめとした家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身のすこやかな成長を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。
- また、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、母親に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。一方、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向からも、父親が育児に積極的に関わることが望まれます。
- さらに、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、女性が積極的に社会で活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。
- だれもが安心して、希望する人数の子どもを産み育てるという希望がかない、男女ともに保護者がしっかり子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てし、保護者自身も成長できるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる施策を推進します。

施策分野2

安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくり

子育てに対する負担や不安、孤立感を軽減し、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもの育ちを支え、だれもが安心して、希望する人数の子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

- 基本施策4 子どもがすこやかに育つ母子保健の充実
- 基本施策5 地域における支援の充実
- 基本施策6 経済的な負担軽減策の充実
- 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

(3) すべての構成員が役割を果たし、連携して支える

- 子どものすこやかな育ちのためには、保護者、地域、教育・保育施設、企業・事業主、行政、その他社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。
- 教育・保育施設においては、子どもが安全に安心して活動できるとともに、教育・保育者が、一人ひとりの子どもと向き合い、その成長を支援できる環境を整えなければなりません。また、地域に開かれ、地域と共にある施設となるようにすることも大切です。
- 地域では、市民力・地域力を生かしながら、子どもの活動支援や見守り、子育て中の保護者の気持ちに寄り添って支え、保護者が、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、連携し、役割を果たすことで、地域において支え合う「共助」や隣近所が支え合う「近助」を拡大・強化し、地域の子どもの地域コミュニティの中で育てることが必要です。また、このことを通して、子どもが地域に親しみと誇りを持って育つとともに、地域に活気があふれます。
- 企業・事業主においては、地域との関わりを深めるとともに、子育て中の労働者が男女を問わず子どもに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などの労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。
- 行政は、このように各々が連携しながら、それぞれの役割を果たせるよう、その中心的役割を担い、総合的な調整機能を発揮してそれぞれの活動を支えるとともに、市民意見を把握し、ニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、効果的な情報発信を行い、機運の醸成を図るなど、人々が、家庭を築き、希望する人数の子どもを産み育てるといふ希望がかなえられ、すべての子どもがすこやかに成長できる社会の実現に向けた施策を推進します。

施策分野3

社会全体で子どもを大切にする環境づくり

子育ては保護者がその第一義的責任を持つと同時に、次代の担い手を育成するという営みであることから、社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことにより社会全体で子どもを大切にする環境づくりを進めます。

- 基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成
- 基本施策9 児童虐待防止と要保護児童等対策の充実
- 基本施策10 社会的養護体制の充実



